

地域	モーリシャス共和国
日付	2022年3月18日
法律事務所	Appleby
役職名、氏名	Malcolm Moller、グループ・マネージング・パートナー Vaishali Damonaiko、アソシエイト
連絡先	+230 203 4300

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
はい、2017年データ保護法(改正版)があります。データ保護法における「個人データ」とは、個人であるデータ主体に関連するあらゆる情報をいいます。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
はい、上に述べた私的分野における法律と同じ法律が適用されます。
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)
はい、上に述べた私的分野における法律と同じ法律が適用されます。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。
名称: 2017年データ保護法 (Data Protection Act)

① 「個人情報」の定義	個人であるデータ主体に関するあらゆる情報
② 法律の適用範囲	データ保護法は、全部又は一部を自動化された手段による個人データの処理、及び個人データがデータファイリングシステムの一部を形成し、又は形成することが予定される自動化された手段以外の手段による処理に適用する。 この規定は、次のものについては、適用しない。 (a)関係省庁、政府部門及び公的部門の間で必要とされる情報の交換

	(b)個人による純粋に個人的又は家庭的活動の過程における個人データの処理
③ 地理的範囲	モーリシャスのみ適用され、域外適用はない。

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

本質問事項に記載されているデータ主体の同意取得や合法的な処理に加えて、人種又は出身民族、政治的意見又は信条、宗教又は哲学的信条、労働組合の構成員、身体的又は精神的な健康又は状態、性的指向、慣行又は嗜好、データ主体を一義的に識別する遺伝データ又は生体情報データ、データ主体が行った、又は行ったとされる犯罪の遂行、データ主体が行った、又は行ったとされる犯罪に関するあらゆる手続き、当該手続きに関する処分又は当該手続きにおける裁判所の判決、又は(j)その他コミッショナーが機密情報であると判断する個人情報を含む、**特殊なカテゴリー**のデータを処理/収集するための強化された措置が存在します。

追加的措置は、以下のとおりです。

(a)その処理が、政治的、哲学的、宗教的又は労働組合を目的とする財団、団体その他の営利を目的としない団体により、専ら組織の構成員もしくは元構成員又は当該団体の目的に関連して当該団体と定期的に接触する者に関係し、かつ、その個人データがデータ主体の同意を得ることなく当該団体の外に開示されないという条件で、適切な保護のもと行われる正当な活動の過程において行われること

(b)データ主体が明白に公表している個人データに関連する処理であること

(c)個人データの処理が、次のいずれかの目的のために必要であること

(i)法的請求権の成立、行使又は防御

(ii)従業員の労働能力の評価、医療診断、健康又は社会的ケア又は治療の提供、健康又は社会的ケアシステム及びサービスの管理のための、又は医療専門家との契約に従って、専門家又は何らかの法令により職業上の守秘義務を負うその他の者により、又はそれらの者の責任においてデータが処理される場合における、予防医学又は産業医学の目的

(iii) 管理者又はデータ主体の義務を履行し、特定の権利を行使する目的

(iv) データ主体が物理的又は法律的に同意できない場合にデータ主体又は他の者の重要な利益を保護する目的

III. OECD プライバシーガイドライン

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

個人データの収集: データ管理者は、(a)管理者の機能又は活動に関連する合法的な目的のために行われ、かつ(b)その目的のためにデータの収集が必要である場合に限り、個人データを収集することができます(DPA 23 条(1))。

(b) データ内容の原則

個人データの処理に関する原則: すべての管理者又は処理者は、次のことを保証しなければなりません(DPA 21 条)。

(a)いかなるデータ主体に関しても、個人データが合法的、公正かつ透明な方法で処理されること。

(b)個人データが、明示され、特定され、かつ正当な目的のために収集され、かつ、それらの目的と矛盾する方法での処理がなされないこと。

(c)個人データが、処理の目的との関係で、適切であり、関連性があり、かつ、その目的のため必要なものに制限されること。

(d)不正確な個人データを遅滞なく消去又は修正するためにあらゆる合理的な措置を講じることにより、個人データが、正確であり、必要に応じて最新の状態に保たれること。

(e)個人データが処理される目的のために必要でなくなった場合には、データ主体の識別を可能とする様式で保管されること。

(f)データ主体の権利に従って処理されること。

(c) 目的明確化の原則

個人データの収集: データ管理者がデータ主体から個人データを直接収集する場合、管理者は、個人データの収集時にデータ主体に以下の事項を通知することを保証しなければなりません(DPA 23 条(2))。

(a) 管理者、及び該当する場合はその代表者、データ保護責任者の身元と連絡先の詳細

(b)個人データの収集目的

(c)予定されているデータ受領者

(d)データ主体によるデータの提供が任意であるか強制的であるか

(e)撤回前の同意に基づく処理の合法性に影響を及ぼすことなく、いつでも同意を撤回することができる権利の存在

(f)管理者に対してデータ主体に関する個人データへのアクセス及び修正、制限又は消去を要求する権利、又は処理に異議を唱える権利の存在

(g)プロファイリングを含む自動化された意思決定の存在、及び関連するロジックに

関する情報、並びに当該処理がデータ主体に及ぼす重要性及び想定される影響

(h) 個人データが保管される期間

(i) データ保護コミッショナーに苦情を申し立てる権利

(j) 該当する場合、データ管理者が外国に個人データを移転する意図を有していること、及び、当該外国が提供する適切な保護の水準

(k) データ収集の具体的な状況を考慮し、データ主体の個人データに関する公正な処理を保証するために必要なその他の情報

(d) 利用制限の原則

個人データの違法な開示: データ管理者が、合法的な理由なく、収集されたデータの目的と矛盾する方法で個人データを開示する場合、違法となります。

データ処理者が、管理者を代理してデータが処理されており、又はデータが処理された場合に、合法的な理由なく、当該管理者の事前の権限なしに、データ処理者が処理した個人データを開示することは、違法である。管理者又は処理者の従業員、代理人又はその委任の範囲内で行動している者を除き、(a) データを保管している管理者又は処理者の事前の許可なしに、個人データへアクセスする、若しくは当該データを構成する情報を取得すること、又は(b) 当該データ又は情報を他人に開示することは、違法となります(DPA 42 条)。

(e) 安全保護の原則

処理の安全: データ管理者又はデータ処理者は、処理手段の決定時及び処理時に、(a) 管理下にあるデータの不正アクセス、改ざん、開示、偶発的紛失及び破棄を防止するための適切なセキュリティ及び組織的措置を実施し、かつ、当該措置が次の事項に鑑み適切なレベルのセキュリティを提供することを保証しなければなりません(DPA 31 条(1))。

(i) 次の事項に起因する可能性のある損害

データの(A)不正アクセス(B)改ざん(C)開示(D)破棄及びその偶発的紛失

(ii) 関係するデータの性質

(f) 公開の原則

管理者の責任: 各管理者は、個人データの処理がデータ保護法(DPA 条)に準拠して実施されることを保証し、実証できるよう、ポリシーを採択し、適切な技術的及び組織的措置を実施しなければなりません(DPA 22 条(1))。

(g) 個人参加の原則

データ主体の権利:

- アクセス権(DPA37 条): すべての管理者は、データ主体の書面による請求があった場合、合理的な期間で、過度の遅延なく、無料で、データ主体に関する個人データが処理されているかどうかの確認を行い、データの写しを本人に転送するものとします。ただし、請求が明らかに過剰である場合、管理者は情報の提供又は請求された措置を取るための手数料を請求することができ、また要求された措置を取らないこともできます。
- 自動化された個別の意思決定(DPA38 条): すべてのデータ主体は、プロファイリングを含む自動化された処理のみに基づく決定で、当該データ主体に関する法的効果を生じさせ、又は当該データ主体に重大な影響を及ぼすものに服しない権利を有します。
- 訂正・消去又は処理の制限(DPA38 条): 管理者は、個人データが不正確であることを当該データが関係するデータ主体から知らされた場合、当該データを不当に遅延することなく修正しなければなりません。
- 異議を申し立てる権利: データ主体は、データ主体の利益、権利、自由、又は法的請求権の成立、行使、防御に優先する処理に対する説得力のある正当な理由を管理者が証明しない限り、いつでも自分に関する個人データの処理に書面で反対する権利を持つものとします(DPA40 条)。

(h) 責任の原則

上記の規定に違反した場合は、犯罪とみなされ、有罪判決が下された場合、罰金又は禁固刑が科せられるものとします。

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

以下の場合、データ保護法の適用除外となっています。

- 1) 民主主義社会において、以下のために必要かつ適切な措置を構成する場合
 - (a) (c)を条件とした国家の安全、防衛又は公安の保護
 - (b) 刑罰の執行を含む犯罪の予防、捜査、探知又は訴追
 - (c) 国家の経済的又は財政的利益を含む一般的な公共の利益の目的
 - (d) 司法の独立及び司法手続の保護
 - (e) データ主体又は他人の権利及び自由の保護
 - (f) COVID-19 の期間中のライセンス、許可又は認可の発行
- 2) 歴史的、統計的又は科学的研究のための個人データの処理であって、当該個人データのデータ主体の権利と自由を保護するためにデータ保護法(DPA)に規定されたセキュリティ及び組織的措置が実施される場合
- 3) 国家の安全、防衛又は公安の確保のため必要があると首相が認める場合

- (a) 収集制限の原則
- (b) データ内容の原則
- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

[上記Ⅲ\(ii\)のアドバイスをご参照ください。](#)

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

*Data Protection Office
Level 5, SICOM Tower
Ebene Cyber City,
Ebene
Mauritius*